

被災者支援情報

概要版

平成30年胆振東部地震で被災された皆さまへの支援情報です。詳しくはホームページや支援ガイドブックでご確認ください。

☎：受付期間 ☎：問い合わせ

住まいや身の回りのこと

被災証明書の発行

住宅等の被害程度を証明します。証明書判定基準により、各種制度の対象となる場合があります。

☎ 総務課税務グループ ☎ 27-2481

被災証明書の発行

保険金等の請求、各種融資等の申請、補助金申請など、関係機関から提出を求められた場合に必要になります。

☎ 総務課税務グループ ☎ 27-2481

応急仮設住宅

民間賃貸住宅をみなし応急仮設住宅として、プレ

リ災証明全壊○大規模※半壊※部※

ン運営機関によりまとめられたガイドラインにより住宅ローンの免除・減額を受けるための手続きがあります。

☎ 全国銀行協会相談室 ☎ 0570-0171-109

義援金の配分

厚真町・北海道へお寄せいただいた義援金を配分します。

☎ 12月3日(月)～12月14日(金) 住家被害のうち「半壊に至らない家屋(家財被害を含む)」の判定を受けた方(対象地域：幌内、富里、高丘、吉野、東和、桜丘、朝日、本郷、幌里地区)

☎ 12月17日(月)～12月27日(木)：住家被害のうち「半壊に至らない家屋(家財被害を含む)」の判定を受けた方(対象地域：京町、表町、新町、本町、錦町、宇隆地区)

☎ 平成31年1月7日(月)～1月18日(金)：住家被害のうち「半壊に至らない家屋(家財被害を含む)」の判定を受けた方(対象地域：共和、厚和、鯉沼、浜厚真、軽舞、豊丘、鹿沼地区)

☎ 平成31年1月21日(月)～1月31日(木)：住家被害のうち「半壊に至らない家屋(家財被害を含む)」の判定を受けた方(対象地域：共和、厚和、鯉沼、浜厚真、軽舞、豊丘、鹿沼地区)

☎ 総務課財政グループ ☎ 27-2481

役所の手続きのこと

国税の特別措置

地震により被害があった方を対象に、国税の特別措置があります。

ハブ式仮設住宅を応急仮設住宅として提供します。※住宅として再利用ができる居住できない場合は「大規模半壊」「一部損壊」の場合も対象です。

☎ 建設課建築住宅グループ ☎ 27-2325

被災住宅の応急修理

壊れた住宅の日常生活に必要な最小限度の部分の応急的な修理を支援します。

※応急修理により居住が可能となる場合は「全壊」の場合も対象です。

☎ 建設課建築住宅グループ ☎ 27-2325

被災住宅の解体撤去

リ災証明全壊○大規模△半壊△△部一
リ災証明により全壊と判定された個人の家屋や中小企業の事業所を解体撤去します。

※「半壊」「大規模半壊」と判定されたものは、一部補助対象となる場合がありますので、事前に相談ください。

☎ 平成31年3月29日(金)まで※延長

☎ 町民福祉課町民生活グループ 被災家屋解体ダイヤル ☎ 080-2873-0489

復旧作業実施に伴う倒木の撤去

リ災証明全壊一 大規模一 半壊一 部一
道路、河川、農地、宅地、山地等の復旧作業により発生している倒木の撤去を行います。撤去に異議のある方はお申し出ください。

☎ 産業経済課農林業グループ ☎ 27-2419

お金に関すること

被災者生活再建支援制度

リ災証明全壊一 大規模一 半壊一 部一
地震により住宅に被害を受けた世帯を対象に、支

☎ 0144-32-3165

道税の特別措置

リ災証明全壊一 大規模一 半壊一 部一
地震により被害があった方を対象に、道税の特別措置があります。

☎ 苫小牧道税事務所 ☎ 0144-32-5178

町税の特別措置

リ災証明全壊一 大規模一 半壊一 部一
厚真町、安平町、むかわ町にお住まいの方や事務所もしくは事業所を有する方の9月6日以降に到来する町道民税(特別徴収分を除く)と固定資産税の申告、申請、請求、届出その他の書類の提出、納付または徴収に関する期限を延長します。

☎ 申請手続きは不要です。なお、各期別の口座振替は通常通り実施します。

☎ 総務課税務グループ ☎ 27-2481

年金手帳などを紛失したとき・国民年金等の保険料が払えないとき

リ災証明全壊○大規模○半壊○部一
年金手帳、年金証書を紛失した場合は再発行することができません。また、国民年金保険料を納めている第1号被保険者の方で、その方の財産に係る損害が2分の1以上の場合(リ災証明書が半壊以上の方等)は、申請をすると平成30年8月分～平成32年6月分の国民年金保険料の免除が受けられます。

☎ 町民福祉課町民生活グループ ☎ 26-7871、日本年金機構苫小牧年金事務所 ☎ 0144-36-6135

登記済証、登記識別情報を紛失したとき

リ災証明全壊○大規模○半壊○部一
登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合、不動産の売買、贈与、抵当権設定時に他の方法で所有者本人確認が必要となります。

☎ 札幌法務局苫小牧支局 ☎ 0144-34-7403

運転免許証を紛失したとき

リ災証明全壊一 大規模一 半壊一 部一
地震により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合は再交付できます。また再交付手数料が免除される場合があります。

☎ 苫小牧警察署 ☎ 0144-35-0110、運転免許テレフォンサービス ☎ 011-699-8654

各種証明書の発行

リ災証明全壊○大規模○半壊○部一
各種手続きに使用する各種証明書については手数料を免除します。

☎ 町民福祉課町民生活グループ ☎ 26-7871、総務課税務グループ ☎ 27-2481

後期高齢者医療保険料の減免等

リ災証明全壊○大規模○半壊○部一
住居の被害にあった方を対象に後期高齢者医療保険料について減免、または分割納付・納付猶予を行います。

☎ 町民福祉課町民生活グループ ☎ 26-7871

児童扶養手当の受給

リ災証明全壊一 大規模一 半壊一 部一
災害により住宅等に損害を受けた場合、所得制限によって一部または全部停止になっていた児童扶養手当を全部支給となるよう申請できます。

援金(基礎支援金・加算支援金)を支給します。

☎ 基礎支援金：平成31年10月5日(土)まで、加算支援：平成33年10月5日(火)まで

☎ 町民福祉課福祉グループ ☎ 26-7872

母子父子寡婦福祉資金貸付

リ災証明全壊一 大規模一 半壊一 部一
ひとり親家庭の父母等が、就労や児童の就学などで資金を貸し付けます。

☎ 胆振総合振興局社会福祉課子ども子育て支援係 ☎ 0143-24-9845

年金担保貸付

リ災証明全壊一 大規模一 半壊一 部一
国民年金、厚生年金、労災年金を担保に、保健・医療や住宅改修資金などを貸し付けます。

☎ 独立行政法人福祉医療機構 ☎ 03-3438-0224

恩給担保貸付

リ災証明全壊一 大規模一 半壊一 部一
恩給等を担保に教育費や居住関係費、事業資金等を貸し付けます。

☎ (株)日本政策金融公庫室蘭支店 ☎ 0143-44-1731

災害復興住宅融資

リ災証明全壊○大規模○半壊○部一
地震により住宅に被害を受けた方が住宅を建設・購入・補修するための資金を貸し付けます。

☎ 平成32年9月5日(土)まで

☎ 独立行政法人住宅金融支援機構 ☎ 0120-086-3553

住宅ローンの返済

リ災証明全壊一 大規模一 半壊一 部一
一般財団法人自然災害被災者債務整理ガイドライ

☎ 0144-32-3165

登記済証、登記識別情報を紛失したとき

リ災証明全壊○大規模○半壊一 部一
登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合、不動産の売買、贈与、抵当権設定時に他の方法で所有者本人確認が必要となります。

☎ 札幌法務局苫小牧支局 ☎ 0144-34-7403

運転免許証を紛失したとき

リ災証明全壊一 大規模一 半壊一 部一
地震により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合は再交付できます。また再交付手数料が免除される場合があります。

☎ 苫小牧警察署 ☎ 0144-35-0110、運転免許テレフォンサービス ☎ 011-699-8654

各種証明書の発行

リ災証明全壊○大規模○半壊○部一
各種手続きに使用する各種証明書については手数料を免除します。

☎ 町民福祉課町民生活グループ ☎ 26-7871、総務課税務グループ ☎ 27-2481

後期高齢者医療保険料の減免等

リ災証明全壊○大規模○半壊○部一
住居の被害にあった方を対象に後期高齢者医療保険料について減免、または分割納付・納付猶予を行います。

☎ 町民福祉課町民生活グループ ☎ 26-7871

児童扶養手当の受給

リ災証明全壊一 大規模一 半壊一 部一
災害により住宅等に損害を受けた場合、所得制限によって一部または全部停止になっていた児童扶養手当を全部支給となるよう申請できます。

☎ 0144-36-6135

町民福祉課子育て支援グループ ☎26-7872

■自動車に被害を受けたとき

被災した自動車を処分し、代替自動車を購入した場合、自動車取得税が減免されます。また、被災自動車の重量税が還付されます。

室蘭運輸支局 ☎050-5540-2004、軽自動車検査協会室蘭事務所 ☎050-3816-1766

■医療機関受診時の一部負担金免除

一定の被害があった厚真町国民健康保険および後期高齢者医療制度加入者について、医療機関の窓口で支払う一部負担金免除の申請を受け付けます。12月31日(月)までの受診が対象で、9月～11月に医療機関を受診した方には、償還払いを行います。

町民福祉課町民生活グループ ☎26-7871

■飲用井戸の水質検査

地震の影響により新たに飲用水の検査が必要になった方を対象に飲用井戸の水質検査手数料を減免補助します。

【減免】12月5日(水)まで
【補助】平成31年3月29日(金)まで
北海道苫小牧保健所 ☎0144-34-4168

■飲用井戸等給水施設整備事業補助金

未給水区域の住宅に居住する(または居住しようとする)方のうち、飲用水等の給水施設を新設しようとする方、災害等により枯渇、汚染または破損し、飲用水等の確保が著しく困難になった施設を所有する方の飲用井戸等の給水施設整備の経費の一部を補助します。

町民福祉課町民生活グループ ☎26-7871

■農業用井戸等給水施設整備事業補助金

未給水区域で農業経営をしている方のうち、給水施設(農業用水等の確保のための農業用井戸等の取水、導水、送水および配水の施設)を新設しようとする方、既設の水源が災害等により枯渇、汚染または破損し、農業用水等の確保が著しく困難になった施設を所有する方の農業用井戸等の給水施設整備の経費の一部を補助します。

産業経済課農林業グループ ☎27-2419

■こども園利用者負担金等の免除

平成30年9月中のこども園の使用に係る利用者負担等を免除します。また、震災等で居住する家屋等に損害があった場合、こども園の利用者負担額を減免できる制度があります。

12月28日(金)まで

■こども園の給食費・教材費の援助

住居が被災した保護者の方に、こども園の給食費および教材費について援助します。

12月28日(金)まで
町民福祉課子育て支援グループ ☎26-7872

■栄養士・調理師免許に関する手数料の免除

被災により栄養士・調理師免許証を亡失・汚損した方等に対し、負担軽減を図るため各種手数料を免除します。

北海道苫小牧保健所 ☎0144-34-4168

民間の手続きのこと

■法律相談

町民福祉課町民生活グループ ☎26-7871

被災された方に対し、無料電話法律相談を実施しています。

札幌弁護士会 ☎0120-325-104 (受付時間: 平日: 13時～19時、土曜・日曜・祝日: 13時～16時)、札幌司法書士会 ☎0120-115-5559 (受付時間: 10時～16時、土曜・日曜・祝日除く)

教育

■就学援助

町内に在住で、町内の小中学校に通学する児童生徒がいる方で、地震で住家に半壊以上の被害を受けた方または地震により離職・休職せざるをえなく家計が急変した方に就学援助を行います(すでに就学援助を受けている方を除く)。

12月28日(金)まで
町民福祉課生涯学習課学校教育グループ ☎27-2494

事業者の方へ

■中小企業者向け融資制度

今回の災害が原因で売上高等が減少している中小企業を支援するための措置を行います。

このたびの地震災害等により、厚真町はセーフティネット保障第4号における指定地域となりました。
産業経済課経済グループ ☎27-2486

予定されている支援制度

※詳細が決まりましたらお知らせします。

■災害弔慰金・災害障害見舞金(町)

災害により死亡された町民の方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金を支給します(対象者は町から手続きについてご案内します)。

町民福祉課福祉グループ ☎26-7872

■災害弔慰金・見舞金(北海道)

災害により死亡された方のご遺族や重傷者ご本人に対して、北海道災害弔慰金等支給要綱に基づき、災害弔慰金・見舞金を支給します。

■住宅被害見舞金(北海道)

災害により自己所有の家屋ならびに借家に居住し被災した世帯主にに対し、北海道自然災害に伴う住宅被害見舞金支給要綱に基づき、住宅被害見舞金を支給します。

中小企業等経営・金融支援施策説明会・相談会

地震災害に関し、経営に影響を受けた中小企業者等を対象に、経営・金融に関する施策説明会・個別相談会を開催します。

融資、雇用、法務、経営など、関係機関に直接、相談・質問などができますので、お気軽にご利用ください。

○日時

12月18日(火)13時30分～16時30分
※説明会は2回実施(①14時、②15時30分)

○場所

青少年センター 2階

○問い合わせ

胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課 (☎0143-12419589) (担当: 田黒・戸田)

参加機関(相談内容)

- ◆(株)日本政策金融公庫 (個人企業や小規模・中小企業向けの融資)
- ◆北海道信用保証協会(融資の際の保証制度)
- ◆北海道財務局(金融機関との取引)
- ◆北海道経済産業局(中小企業支援施策)
- ◆苫小牧公共職業安定所(雇用保険や各種助成金(雇用関係))
- ◆苫小牧労働基準監督署(労働条件や労災関係)
- ◆(公財)北海道中小企業総合支援センター(設備貸与、補助金など中小企業への総合支援)
- ◆北海道弁護士会連合会(法律関係全般)
- ◆北海道行政書士会(各種書類作成、契約)
- ◆厚真町(町の各種支援施策の案内)
- ◆北海道商工会連合会・厚真町商工会(経営指導員による金融、税務等全般的な経営相談)
- ◆北海道庁(北海道の融資制度(災害融資等)、信用保証料補助)

税務署からのお知らせ

地震災害により、国税についての申告、申請、請求、納税などを期限までにできないときは、所轄税務署長への申請により、次のような期限の延長や納税の猶予などができる場合があります。

- 1 申告、納付などの期限延長
- 2 納税の猶予
- 3 予定納税額の減額
- 4 所得税および復興特別所得税の軽減または免除

- 5 相続税・贈与税の軽減・免除
- 6 源泉所得税の徴収猶予または還付
- 7 災害等による消費税簡易課税制度届出に係る特例
- 8 被災酒類等に係る酒税相当額の救済措置
- 9 納税証明書の無料発行

- 問い合わせ
苫小牧税務署 (☎0144-32-3165)

生活再建に向けた支援ガイドブックを発行しています。

平成30年北海道胆振東部地震で被害された皆さまへ、主な支援制度を取りまとめたガイドブックを作成しました。制度の詳細や活用方法は各担当へお問い合わせください。

発行日 毎月第2・第4金曜日 ※内容を追加・変更した場合に発行します。

配布方法 ・町内全戸配布 シルバー人材センターから各自治会へ配布されます。追加・変更がない場合は配布がありません。
・窓口設置 役場、総合ケアセンターゆくり、青少年センター、上厚真支所

問い合わせ 総務課災害復興グループ ☎27-2321

